

# 安保戦 論

ポイント

5日の衆院平和安全法制特別委員会は、集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法案について、前日の衆院憲法審査会で参考人の憲法学者3人がそろって「憲法違反」と指摘したことが論点になった。民主党の大串博志氏は、自民党などが推薦した長谷部恭男早稲田大大学院教授が集団的自衛権の行使容認を「(従来の憲法解釈の)基本的論理の中に収まっているとは思えない」と指摘したことを踏まえ、1972年政府見解との整合性をただした。

## 集団的自衛権の72年見解

集団的自衛権の行使容認についての政府の考え方

憲法審査会4日の参考人の主な意見

**1972年の政府見解**  
憲法は国の存立を守るための自衛の措置を禁じていない

**昨年7月の閣議決定**  
「安保環境が変化し、他国への攻撃が日本の存立を脅かすことはあり得る」

**日本の存立を守るための集団的自衛権の行使は今憲法の下でも可能**

**小林節氏**  
「憲法によって軍隊と交戦権は与えられていないので、日本は海外での軍事活動ができない」

**長谷部恭男氏**  
「どこまで集団的自衛権が認められるのかがはっきりしない」  
「(集団的自衛権は)自衛よりはむしろ他衛で、基本的論理の中に収まっているとは思わない」

基本的論理  
時代の変化  
結論

合憲  
違憲

# 政府「変更裁量の範囲」 野党「説明十分でない」

のは「わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限

られる」というもの。政府はこ  
の見解を根拠に、安保環境が  
変化したため、他国への攻撃  
でも日本の存立を脅かすこと  
がありうるとして憲法解釈を  
変更した。これによって、「日  
本の存立が脅かされる明白な  
危険がある」場合には集団的  
自衛権の行使が可能になる。  
しかし、72年見解は集団的  
自衛権の行使は「憲法上許さ  
れない」と結論付けている。  
5日の特別委で大串氏が「な  
ぜ(結論を)踏襲しないのか」  
と質問したのに対し、中谷元  
防衛相は「安保環境が変わっ  
た。行政府による憲法解釈の  
裁量の範囲内であり、憲法違  
反とは考えていない」と説明  
したが、大串氏は「結論だけ

が都合よく変わっている」と  
納得しなかった。  
横島裕介内閣法制局長官は  
特別委で「法的安定性は同じ  
ようにしっかりと保たれてい  
る」と答弁した。4日の衆院  
憲法審査会での議論に対する  
評価は避けつつ、「一般に憲  
法学者には、伝統的に『自衛  
隊は憲法9条2項で保持が禁  
じられている戦力に当たり、  
違憲である』という意見が多  
い」と述べ、政府の判断は必  
ずしも学説に縛られてこなか  
ったという認識を示した。  
しかし、民主党の長島昭久  
氏は、審査会で「違憲」を明  
言した小林節慶応大名誉教授  
が自衛隊合憲論を提唱してい  
たと指摘し、「(政府側の)  
今の説明だけで法的安定性が  
担保されたとは言えない」と  
反論。「歴代政権が踏襲して  
きた結論を変えたのに、さら  
っと言われても、国民の腹に  
はすくと落ちない」と批判  
した。

【青木純】